

## 関西福祉科学大学・関西女子短期大学 障害のある学生への支援に関する方針

◆本方針は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」と「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成 27 年 12 月）」を受けて、関西福祉科学大学・関西女子短期大学における障害のある全ての学生に対する教職員の適切な支援について定めるものとする。

### ◆基本方針

①本学は、障害のある学生の学びの機会の確保に努めて、障害のない学生と等しい条件のもとで、同等の教育を受ける権利を実現できるよう支援を行うことを目指す。

②本学は、さまざまな学生や教職員等との係りを通じて共に学び、社会で自立して生きていける人材へと成長できるよう支援を行う。

③本学は、障害のある学生への支援を通じて、全ての学生の学びと成長に寄与する取り組みを実施する。

④支援内容の判断は、「障害者基本法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に定める「合理的配慮」、文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」に定める基準・取り扱いを参考とする。

⑤成績・評価の公平性を担保する。障害にあわせ情報の伝達方法や試験の時間配分等に配慮し、不利益が生じないようにする。

⑥具体的な支援内容は、原則として受験時や入学時、学年開始時及び随時学生と行う面談の際、大学と本人（及び保護者）が十分な合意形成・共通理解を図った上で決定し、大学から提供するものとする。

⑦本学は、障害の有無に限らず、学生がキャンパスで学び合える施設・設備環境を目指す。

◆この方針は、学部・学科または研究科の学生や研究生、科目等履修生、特別聴講学生等に適用される。

◆障害のある学生とは、心身の機能の障害があって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とする。

※本学では「障がい」という表現を用いていますが、官公庁等公共機関においては「障害」との表現を用いていることに鑑み、ここでは「障害」という表現をしています。